

食品安全委員会委員の専門調査会及びワーキンググループの担当について（案）

令和 6 年 7 月 1 日

食品安全委員会決定

（最終改正：令和 8 年 1 月 7 日）

別表のとおり、専門調査会及びワーキンググループ（以下「専門調査会等」という。）の担当委員を定める。

主担当及び副担当の役割は、以下のとおりとする。

- ① 担当の専門調査会等に出席し、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に食品健康影響評価が行われるよう、適宜、調査審議に参加すること。
- ② 主担当（主担当ができない場合は、副担当。以下同じ。）は、食品健康影響評価に関する専門調査会における結論を国民からの意見募集を行う前に、当該結果を食品安全委員会に報告すること。
- ③ 主担当は、「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第 24 条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」（平成 21 年 10 月 8 日食品安全委員会決定）に基づき、関係各大臣から提出された資料等により確認された新たな科学的知見が評価対象に係る既存の評価結果に影響を及ぼすかどうかの検討を行うこと。
- ④ 主担当は、「「自ら評価」案件の取扱いについて」（平成 24 年 2 月 16 日食品安全委員会決定）に基づき、「自ら評価」案件として選定後、食品健康影響評価を行うための科学的知見が不足しているため、食品健康影響評価を終了する際に、その旨を説明すること。
- ⑤ 主担当は、委員会を代表し、記者対応、リスクコミュニケーションなどの対外的な対応を行うこと。
- ⑥ その他委員長が必要と認める事項

(別表)

	浅野委員	春日委員	祖父江委員	頭金委員	小島委員	杉山委員	松永委員
企画等専門調査会	△	△	◎	△	△	△	○
添加物専門調査会	○		○	◎			
農薬第一専門調査会 農薬第二～五専門調査会（再評価に係る評価）	◎		○	○			
農薬第二～五専門調査会（上記以外）	◎			○			
動物用医薬品専門調査会	◎	○					
器具・容器包装専門調査会	○		○	◎			
汚染物質等専門調査会			◎	○			
微生物・ウイルス専門調査会		◎	○				
プリオン専門調査会		◎	○				
かび毒・自然毒等専門調査会	○	◎	○				
遺伝子組換え食品等専門調査会			○	◎			
新開発食品専門調査会	○		◎	○			
肥料・飼料等専門調査会	○	◎					
栄養成分関連添加物ワーキンググループ			◎	○			
薬剤耐性菌に関するワーキンググループ		◎	○				
評価技術企画ワーキンググループ	○	○	○	◎			
有機フッ素化合物（P F A S）に関するワーキンググループ			◎	○			
食事由来の化学物質のばく露評価ワーキンググループ	○	○	◎	○		△	
ビスフェノールAワーキンググループ	○		○	◎	△		
食品安全委員会年誌・メールマガジン編集会議	△	△	○	△	△	△	◎
研究・調査企画会議	○	○	◎	○			
情報連絡会議	△	△	△	△	△	△	△

(注) ◎は主担当、○は副担当、△は出席委員を示す。なお、委員は、全ての専門調査会及びワーキンググループに出席することができる。